

●香川県告示第171号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、観音寺市建設部建設課において令和5年6月30日から10年間閲覧に供する。

令和5年6月30日

香川県知事 池田 豊人

1 竣功認可年月日

令和5年6月22日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目1番10号

香川県知事 池田 豊人

3 埋立区域

(1) 位置

香川県観音寺市風瀬町12番、13番、14番、17番、18番2、19番、20番、21番、22番、23番及び24番の地先公有水面

(2) 区域

第3-2工区

次の地点のうち、⑤の地点から24度26分45秒、323.00メートルの地点を円心とする半径323.00メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点を結ぶ南西側の円弧、⑥の地点と⑦の地点を結んだ線、⑦の地点と⑯の地点を結んだ線、⑯の地点から⑳の地点を順次に結ぶ令和3年1月19日付け2港湾第59053号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +4.30メートルにより決定。以下同じ。）、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ令和2年1月21日付け元港湾第60676号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線並びに㉒の地点と㉓の地点を結び、㉓の地点から㉔の地点を順次に結び、及び⑤の地点と㉕の地点を結ぶ令和4年6月15日付け4港湾第190001号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

⑤の地点	三等三角点柞田（北緯34度06分29.430秒、東経133度39分38.531秒）から285度18分04秒、2,913.30メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から324度27分20秒、323.09メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から354度27分18秒、153.08メートルの地点
⑯の地点	⑦の地点から84度30分42秒、123.03メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から174度26分59秒、110.95メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から84度27分00秒、153.99メートルの地点
㉑の地点	⑱の地点から129度27分06秒、22.62メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から174度27分01秒、223.00メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から264度26分40秒、2.49メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から219度27分02秒、19.09メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から264度27分01秒、59.58メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から273度58分49秒、50.25メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から193度30分42秒、16.49メートルの地点

⑰の地点 | ⑱の地点から174度28分50秒、60.36メートルの地点

(3) 面積

第3-2工区 85,377.84平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成11年12月9日

(2) 免許番号

11港A第55号